

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成17年7月7日(2005.7.7)

【公開番号】特開2003-154746(P2003-154746A)

【公開日】平成15年5月27日(2003.5.27)

【出願番号】特願2001-353451(P2001-353451)

【国際特許分類第7版】

B 4 1 M 5/00

B 4 1 J 2/01

D 2 1 H 19/20

【F I】

B 4 1 M 5/00 B

D 2 1 H 19/20 B

B 4 1 J 3/04 1 0 1 Y

【手続補正書】

【提出日】平成16年11月5日(2004.11.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

アミノ基を含有するポリビニルアルコール系樹脂(A)およびオキシアルキレン基含有ポリビニルアルコール系樹脂(B)を含有してなる樹脂組成物を支持基材中または支持基材表面に有してなることを特徴とするインクジェット用記録シート。

【請求項2】

アミノ基の含有量が8モル%以上であるポリビニルアルコール系樹脂(A)を用いることを特徴とする請求項1記載のインクジェット用記録シート。

【請求項3】

ポリビニルアルコール系樹脂(A)が0.1~1.0モル%のアミド基を含有していることを特徴とする請求項1または2記載のインクジェット用記録シート。

【請求項4】

オキシアルキレン基の含有量が0.2~5モル%であるポリビニルアルコール系樹脂(B)を用いることを特徴とする請求項1~3いずれか記載のインクジェット用記録シート。

【請求項5】

樹脂組成物がさらに耐水化剤(C)を含有してなることを特徴とする請求項1~4いずれか記載のインクジェット用記録シート。

【請求項6】

耐水化剤(C)が、アルデヒド化合物であることを特徴とする請求項5記載のインクジェット用記録シート。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 9】

かかる酢酸ビニル成分のケン化度の好ましい範囲は60～100モル%で、さらには90～100モル%で、かかるケン化度が60モル%未満では、最終的に得られるポリビニルアルコール系樹脂(A)の水溶性が低下したり、ポリビニルアルコール(B)との相溶性が低下したりする場合があり好ましくない。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0054

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0054】

耐水化剤(C)の含有量は特に限定されないが、ポリビニルアルコール系樹脂(A)100重量部に対して、1～15重量部(さらには1～10重量部、特には1～5重量部)が好ましく、かかる含有量が1重量部未満では耐水性付与の効果が小さく、逆に15重量部を越えるとインク吸収速度が低下したり、得られる樹脂組成物の水溶液の粘度安定性が低下して好ましくない。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0057

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0057】

樹脂組成物を基材に適用するにあたっては、該樹脂組成物を基材表面に塗工することにより、基材の表面あるいは基材に浸透して基材中に該樹脂組成物を存在させることができ、かかる塗工にあたっては、サイズプレスコート、ロールコーティング法、エヤードクター法、ブレードコーティング法、ゲートロールコーティング法等の公知の任意の方法が採用されるが、該樹脂組成物を塗工するときは、固形分が1～70重量%(更には2～60重量%、特に5～50重量%)の水溶液とすることが好ましく、かかる固形分が、1重量%未満では、付着量が少なく、印画濃度や表面紙力強度も低く実用性に乏しいものとなり、逆に70重量%を越えると塗工液の粘度が高くなるため、塗工が困難になり、また塗工斑も生じるために好ましくない。基材に塗工される樹脂組成物の塗布量は、固形分換算で0.1～40g/m²、特に好ましくは0.5～20g/m²程度になるようにするのが適当である。